

石狩市福祉のまちづくり条例（素案）

目 次

- 前 文
- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 9 条～第 22 条）
- 第 3 章 公共的施設等の環境の整備
 - 第 1 節 公共的施設の整備（第 23 条～第 25 条）
 - 第 2 節 公共的車両等、公共的工作物、住宅及び住居の環境の整備（第 26 条～第 28 条）
- 第 4 章 雑則（第 29 条）

前 文

ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障害者、児童をはじめすべての市民が自由に行動し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して快適に暮らすことのできる社会の実現は、私たち市民の共通の願いです。

このような社会を創出するためには、市民一人ひとりが個人として尊重され、自ら生きがいをもって、社会のあらゆる分野の活動に安心して参加できるよう様々な障壁を取り除くことが必要です。

このため、個人の自立を基本とし、お互いの理解を深め、ともに助け合い支え合う「共に生きる社会づくり」という考え方に立ち、市、市民、事業者が一体となって地域福祉の推進を図るとともに、公共的な施設や情報及びサービス等の円滑な利用に配慮したユニバーサルデザインによるまちづくりを総合的に進めていくことが重要です。

ここに、私たち石狩市民は、多くの先人たちにより培われた助け合いと人をいつくしむ「福祉のこころ」をさらに育み、それぞれの役割を認識し、共に力を合わせ福祉のまちづくりの推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりに関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項及びその他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

削除：8

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者、児童、妊産婦をはじめすべての市民があらゆる分野における社会参加の機会を等しく有することができるよう様々な障壁が取り除かれるとともに、一人ひとりが地域の構成員として尊重され、また、共に支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりをいい、これを石狩市のノーマライゼーションという。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、児童、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活上制限を受けるものをいう。
- (3) 事業者 生産・営利を目的とした事業を営する法人又は個人及び社会福祉事業、その他公益事業等を目的として設立された非営利法人等をいう。
- (4) 公共的施設 官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、商業施設、道路、公園、その他多数の利用者に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 公共的車両等 一般旅客の用に供する自動車等で規則で定めるものをいう。
- (6) 公共的工作物 信号機、公衆電話所、バス停留所、案内標識、現金自動支払所、自動販売機その他多数の者が利用する工作物をいう。
- (7) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等、公共的工作物及び住宅をいう。
- (8) パリアフリー化 高齢者、障害者等を含むすべての市民がその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、態度など、様々な障壁を取り除くことをいう。
- (9) ユニバーサルデザイン 子どもから高齢者まですべての人がいっしょに使えるように、環境、建物、製品をデザインすることをいい、障害を持つ・持たないにかかわらず「すべての人のためのデザイン」という考えのことをいう。
- (10) 子育て・子育て 児童の発達段階でとらえて、「子育て」は、親による子育てに対し、「子育て」は、子ども自身が自ら育っていくことを意味し、児童の健全育成の分野をいう。

(基本理念)

第3条 石狩市の福祉のまちづくりは、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) すべての市民の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づくまちづくり
- (2) すべての市民が自立と社会参加が可能なまちづくり
- (3) 共に支え合う「共に生きる社会づくり」という考えに立ったまちづくり

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

削除：8

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員としての自覚を深め、お互いに理解し、ともに助け合い支え合いながら、地域の連帯を築き、福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

- 2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(市、事業者及び市民の協力・連携)

第7条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

- 2 市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における高齢者・障害者等についての対策を配慮するものとする。

(施策の推進に係る視点及び計画の策定)

第8条 市は、あらゆる分野の施策に福祉の視点を取り入れるよう配慮するとともに、関連する施策を総合的かつ効率的に推進することにより、福祉サービス利用者の生活の質の向上を図るものとする。

- 2 市は、総合的かつ計画的な福祉行政の推進を図るため、高齢者、障害者、児童及び地域福祉に関する計画をそれぞれ策定するものとする。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民及び事業者が地域社会を構成する一員として相互に理解を深め、支え合うことができるよう、共に生きる社会づくりを推進すること。
- (2) 市民が地域社会の中で自立し、自由に主体性を持ってあらゆる分野の社会活動に参加することができるよう、バリアフリー化を推進すること。
- (3) 高齢者・障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用することができるよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく環境整備を推進すること。

(福祉に関するサービス提供体制の確保)

第10条 市は、市民が必要な福祉サービスを適時、かつ効果的に受けることができるよう、保

削除：8

健、医療、福祉の連携を図り、総合的に福祉サービスを提供できる体制の確保に努めるものとする。

（健康の保持増進及び介護の支援等）

第 1 1 条 市は、市民が自ら健康の保持と増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健、医療、福祉サービスを受けられるよう、居住における介護の支援体制及び福祉施設の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 事業者は、雇用する勤労者の健康の保持に努めるものとする。

（子育て・子育てへの支援）

第 1 2 条 市は、児童の健全育成及び母子保健に努めるとともに、健やかに子どもを生み育て、健やかで個性豊かな子どもを育む社会環境を整備ため、「子育て・子育て」への支援、その他児童をとりまく環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、将来の親となる次世代が、子どもの豊かな人間性や他人に対する思いやりなどの生きる力を育むとともに、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育、広報、啓発に努めるものとする。

（生涯学習と生きがい活動の推進）

第 1 3 条 市は、市民が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、個人の特性に応じた学習機会の提供、文化、スポーツ活動等への参加の機会の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

（情報の提供）

第 1 4 条 市は、多様化する福祉ニーズに的確に対応し、福祉に関する情報を市民及び事業者適切に提供できるよう努めるものとする。

（福祉教育の充実）

第 1 5 条 市は、すべての市民がお互いの人間性を尊重し、高齢者、障害者等に対する正しい理解を深め、温かい思いやりや助け合いのこころを高めるため、学校、家庭、地域社会において、福祉のこころ、社会奉仕の精神等の醸成が図られるよう、福祉教育の充実に努めるものとする。

（ボランティア活動の振興）

第 1 6 条 市は、福祉に関するボランティア活動を実践する人材及び団体の育成並びに当該活動の支援に努めるものとする。

2 市民は、自らの持てる技能及び時間等の提供により、積極的にボランティア活動に参加、協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用する勤労者がボランティア活動に参加しようとするときは、業務に支障のない範囲において必要な便宜の供与に努めるものとする。

（就労機会の創出）

第 1 7 条 市は、高齢者及び障害者がある特性に応じて就業しやすい環境の整備を促進するとともに、就業能力の開発、向上のための支援を行うものとする。

削除：8

2 事業者は、高齢者及び障害者の雇用の促進に努めるとともに、その職場環境の整備に努めるものとする。

（防災上の配慮）

第18条 市は、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための誘導體制の確立その他必要な施策の推進に努めるものとする。

（雪対策の配慮）

第19条 市は、高齢者、障害者等が安全に行動、移動ができるよう除排雪など積雪寒冷等の気候に配慮した情報の提供、生活環境の整備の推進に努めるものとする。

2 市は、雪対策を円滑に推進するため、雪克服に関する計画を策定するものとする。

（調査研究）

第20条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

（財政上の措置）

第21条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要に応じて財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（表彰）

第22条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取り組みを行った者に対して表彰を行うことができる。

第3章 公共的施設等の環境の整備

第1節 公共的施設の整備

（整備基準）

第23条 市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他多数の者が利用する部分の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）について、規則で定めることができる。

（整備基準の遵守）

第24条 公共的施設の新設若しくは新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをしようとする者は、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

（機能の維持）

第25条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が当該公共的施設を円滑に利用できるようにするため、介助等の体制の充実に努めるものとする。

削除：8

第2節 公共的車両等、公共的工作物、住宅及び住居の環境の整備

（公共的車両等の整備）

第26条 公共的車両を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなくてはならない。

2 交通事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう介助等の体制の充実に努めるものとする。

（公共的工作物の整備）

第27条 公共的工作物を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が当該公共的工作物を安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

（住宅及び住居の環境の整備等）

第28条 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に配慮しなくてはならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮した住宅、及び住居環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

第4章 雑 則

（委 任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。